

後期高齢者医療の保険料率を改定

保険料は8月に決定します

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が負担する「均等割額」を合計し、個人単位で計算されます。保険料率は都道府県単位で決定し、2年ごとに見直されます。令和6・7年度の保険料率は、次のとおり改定しました。

なお、一部の被保険者は激変緩和措置（※1※2）が講じられます。

保険料率

区分	令和4・5年度	令和6・7年度
所得割率	8.29%	9.49%（※1）
均等割額	42,500円	47,000円

年間保険料＝「所得割額（前年の総所得金額－基礎控除額43万円）×9.49%」＋「均等割額」

賦課限度額／中間所得層の負担軽減を図るため、賦課限度額が66万円から80万円（※2）に引き上げられました。

（※1）令和6年度は令和5年の基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない人は8.80%。

（※2）令和6年度は令和5年度末時点で75歳以上の被保険者の人は73万円。令和7年3月31日以前に、障害認定により後期の資格を取得した人は73万円。

8月に保険料を決定

令和6年度の後期高齢者医療保険料は8月に決定し、保険料額決定通知書を送付します。納付方法は、年金からの天引きか、口座振替または納付書です。詳しくは通知書を確認してください。

☎ 国保年金課 995-1813

☎ 静岡県後期高齢者医療広域連合 054-270-5528



←保険料率の改訂について
静岡県後期高齢者医療広域連合のウェブサイト

令和6年度軽自動車税（種別割）の納税通知書を発送

納期限は5月31日（金）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人に1年分が課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更した場合でも、月割り還付の制度はありません。

納期限までに納付を

期 5月31日（金）

納期限までに納付をしてください。納付の方法は、納税通知書や市公式ウェブサイトを確認してください。振替用の金融機関口座を登録済みの場合は、納期限に口座振替を行いますので前日までに残高の確認をしてください。

障がい者に対する減免

一定の基準に該当する障がい者が所有する軽自動車1台につき、軽自動車税が減免されます。減免を受けるためには納期限までに申請が必要です。

基準に該当するかどうかは、障がいの種類や等級によって決まります。初めて減免申請をしようとする人

は税務課へ問い合わせてください。

納税証明書（車検用）の発行

オンラインで軽自動車税（種別割）の納付情報が確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示は原則不要です。口座振替やスマホ決済等で納付した人へ納税証明書（車検用）は郵送しません（二輪の小型自動車を除きます）。

納付情報の登録には相応の日数を要する場合がありますので、車検をお急ぎの人は金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

二輪の小型自動車（総排気量250cc超）

二輪の小型自動車についてはオンラインで納付情報の確認ができません。口座振替やスマホ決済で納付した人には、6月末までに納税証明書（車検用）を郵送します。

☎ 税務課管理納税係 995-1811

